

災害時における応急対策資機材のレンタルに関する協定書（案）

石巻市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会東北ブロック（以下「乙」という。）は、石巻市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に必要となる資機材の迅速かつ円滑な配備を図るため、甲が乙に対して行う協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う資機材の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、乙が保有する資機材の提供の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に対して要請を行うときは、協力要請書（様式第1号。以下この項において「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的に資機材を提供するよう努めるものとする。

（資機材の引渡し）

第3条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、乙が資機材を運搬する車両を優先車両として通行することができるよう配慮するものとする。

3 甲は、資機材の引渡しに当たっては、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、種類、数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定による資機材の引渡しを行ったときは、速やかに提供報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が資機材の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の支払いについては、対応した乙の会員に対し直接支払うものとする。

3 第1項の規定により甲が負担する費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、相互に通知するものとし、連絡責任者に変更があったときは、その都度、相手方に通知するものとする。

（情報の共有等）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要な情報を共有すること等により、相互の連携の緊密化を図るものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定廃止の意思表示をしないときは、当該有効期間の満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長

乙 宮城県仙台市若林区卸町五丁目5番地1
仙台団地倉庫協同組合会館2階

一般社団法人日本建設機械レンタル協会東北ブロック
ブロック長